

多摩市国民健康保険

令和4年度保険税率等の見直しについて

令和3年12月

多摩市健康福祉部保険年金課

市町村国保の現状

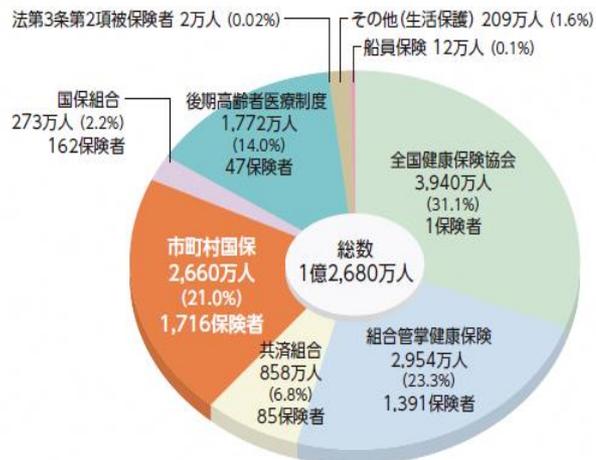
(国民健康保険中央会「国保のすがた」より)

表1 国保(市町村)の現状

	令和元年	昭和36年	
被保険者数(年度末)	2,660万人	4,511万人	
対総人口比	21.1%	47.0%	
1世帯当たり被保険者数	1.53人	4.2人	
前期高齢者加入率	44.0%	4.8%(老人加入率)	
世帯主の職業	農林水産業	2.3%	44.7%
	自営業	15.9%	24.2%
	被用者	32.7%	13.9%
	無職者	44.8%	9.4%
	その他	4.3%	7.8%

- (注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。
 2.被保険者数の減少は、平成20年4月より施行された後期高齢者医療制度の影響等による。
 3.前期高齢者…65歳から74歳までの高齢者。

図1 医療保険制度の加入者数等(平成31年3月末現在)



- (注) 1.厚生労働省資料をもとに作成。
 2.総数については、実際の総人口数や医療保険適用者数と相違している。

市町村国保の現状

(国民健康保険中央会「国保のすがた」より)

2 加入状況

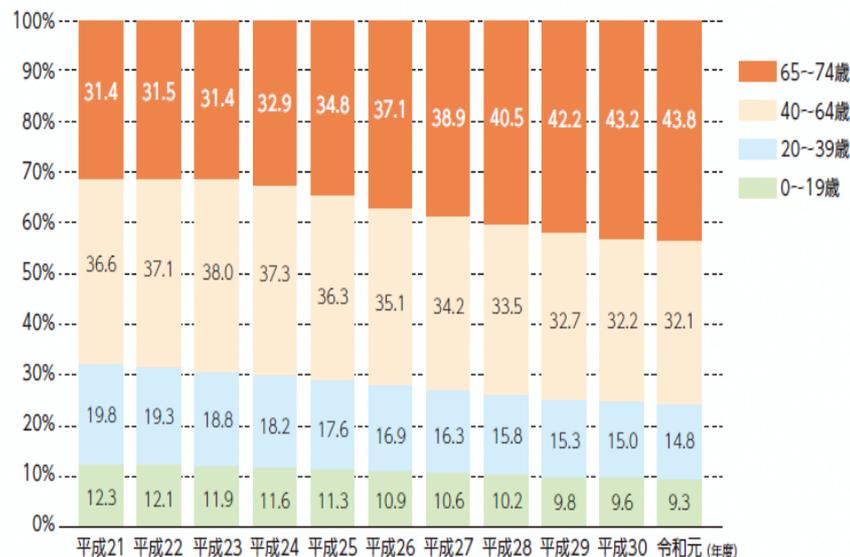
- 国保(市町村)の被保険者数は昭和60年度以降、平成18年度をピークに減少の一途をたどっており、平成29年度以降は、3,000万人を割り込んでいます。

表2 制度別被保険者数の推移(昭和60年度を100とした場合の指数)

年 度	国保(市町村)[一般+退職]		後期高齢者(老人保健)		合 計	
	実数(万人)	指数(%)	実数(万人)	指数(%)	実数(万人)	指数(%)
昭和60年度	3,644	100.0	528	100.0	4,172	100.0
平成18年度	3,678	100.9	1,092	206.8	4,770	114.3
平成20年度	3,620	99.3	1,319	249.8	4,939	118.4
平成22年度	3,585	98.4	1,406	266.3	4,991	119.6
平成24年度	3,515	96.5	1,490	282.2	5,005	120.0
平成26年度	3,373	92.6	1,555	294.5	4,928	118.1
平成28年度	3,125	85.8	1,646	311.7	4,771	114.4
平成30年度	2,831	77.7	1,742	329.9	4,573	109.6
令和元年度	2,720	74.6	1,787	338.4	4,507	108.0
令和2年度 (速報値)	2,651	72.7	1,807	342.2	4,458	106.9

- (注) 1. 厚生労働省「国民健康保険事業年報」、「後期高齢者医療事業年報」をもとに作成。
 2. 後期高齢者(老人保健)は、平成19年度以前は「老人保健」、平成20年度以降は「後期高齢者」の数値である。
 3. 令和2年度の数値は国保中央会調べである。
 4. 被保険者数は年度平均である。

図2 国保(市町村)における年齢階層別構成割合の推移



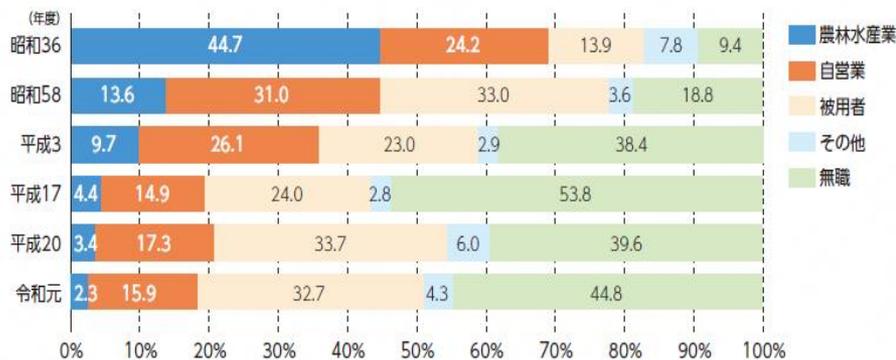
- (注) 1. 厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」をもとに作成。
 2. 数値は各年度9月末時点。
 3. 端数処理のため総数と内訳が一致しない場合がある。

市町村国保の現状

(国民健康保険中央会「国保のすがた」より)

- 国保被保険者(世帯主)の職業構成の推移をみると、制度創設以降、産業構造の変化等に伴い農林水産業、自営業の割合が大きく減少する一方で、無職世帯(主に年金受給者)や被用者(非正規雇用者等)の割合が増加しています。

図4 国保(市町村)における職業構成の変化



- (注) 1. 厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」をもとに作成。
 2. 世帯主が国保被保険者の資格を有しない擬制世帯主及び職業不詳の世帯を除いて集計している。
 3. 平成20年度以降は後期高齢者医療制度の創設に伴い、無職の世帯割合が減少していることに留意が必要。

国保(市町村)における保険給付費と被保険者数の状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保険給付費(億円)	92,149	93,025	93,585	95,539	92,655	90,069	87,966	87,353
被保険者数(万人)	3,466	3,397	3,303	3,182	3,013	2,870	2,752	2,660

- (注) 1. 厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。
 2. 被保険者数は各年度末現在。

国保(市町村)被保険者一人当たり保険給付費の推移



- (注) 1. 厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。
 2. 被保険者数については、各年度末現在。

市町村国保の現状

(国民健康保険中央会「国保のすがた」より)

- 国保(市町村)における保険料(税)調定額の総額は減少傾向となっている一方、一人当たり保険料(税)の調定額は保険料(税)率の引上げ等により増加傾向にあります。

図7 国保(市町村)における保険料(税)調定額の推移



(注) 厚生労働省「国民健康保険事業年報」をもとに作成。

図6 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入



国民健康保険制度改正の経緯①

市町村国保の課題

1. 年齢構成

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・平均年齢(平成31年3月末):市町村国保(53.3歳)、協会けんぽ(37.8歳)、組合健保(35.1歳)
- ・前期高齢者の割合(平成30年度):市町村国保(43%)、協会けんぽ(7.5%)、組合健保(3.3%)
- ・一人あたり医療費(平成30年度):市町村国保(36.8万円)、協会けんぽ(18.1万円)、組合健保(16万円)

2. 財政基盤

②所得水準が低い

- ・加入者一人あたり平均所得(平成30年度):市町村国保(88万円)、協会けんぽ(156万円)、組合健保(222万円)

③保険料負担が重い

- ・加入者一人あたり保険料/加入者一人あたり所得(平成30年度)
市町村国保(10%)、協会けんぽ(7.5%)、組合健保(5.8%)

④保険料(税)の収納率

- ・収納率:平成11年度 91.38%→令和元年度92.92%
- ・最高収納率:96.15%(島根県) ・最低収納率:88.92%(東京都)

⑤一般会計繰入

- ・市町村による法定外繰入額(令和元年度):約1,751億円 うち決算補てん等の目的:1,096億円
- ・決算補填等目的の法定外繰入
平成27年度3,039億円(760市町村) → 令和元年度1,096億円(318市町村)
- ・法定外繰入等を行っている市町村数を令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村

国民健康保険制度改正の経緯②

対応の方向性

1. 国保に対する財政支援の拡充

→平成27年度から約1,700億円、29年度以降は毎年3,400億円

2. 都道府県と区市町村との適切な役割分担

- ・都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的役割を担い制度を安定化
- ・市町村は保険料(税)の賦課徴収、被保険者に身近な保険者として保健事業等を引き続き実施

3. 低所得者に対する保険料軽減措置

→・均等割軽減の拡充

国保制度改正の概要①(運営の在り方の見直し)

厚生労働省資料を一部改変

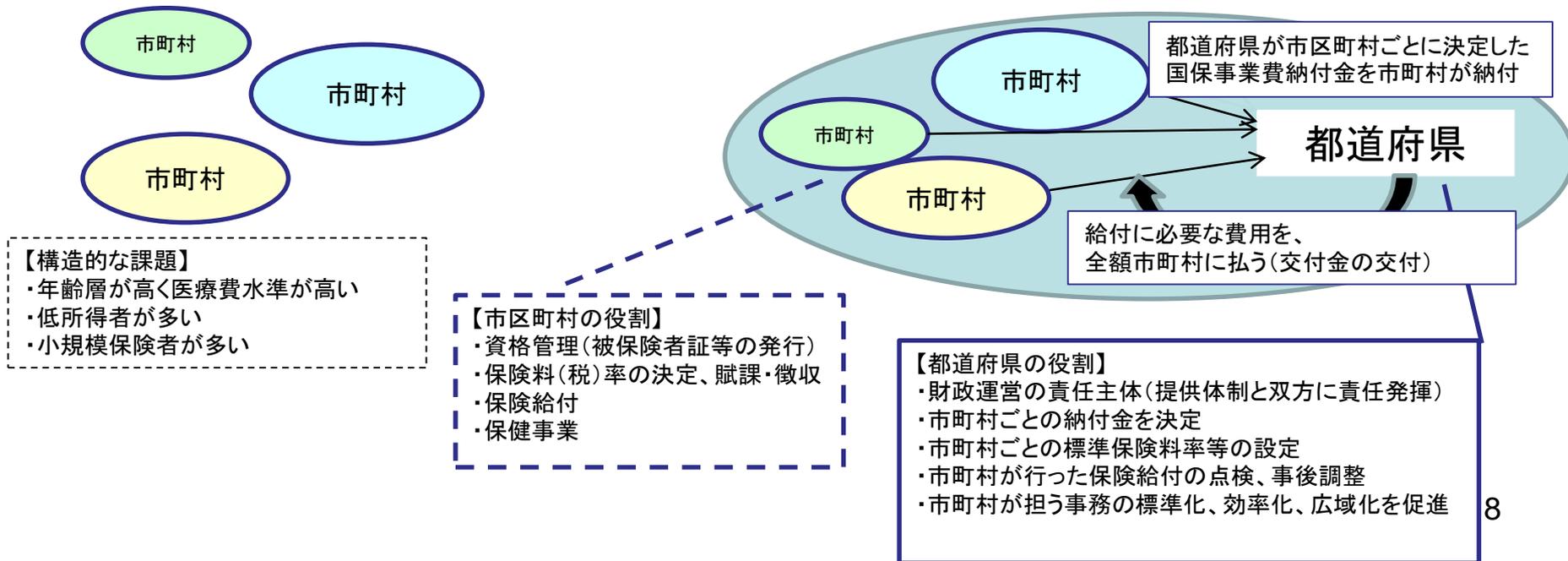
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・医療などの給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、区市町村ごとの標準保険料を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う

【30年3月まで】市町村が個別に運営

【30年4月から】都道府県が財政運営責任を担うなど
中心的な役割



国保制度改正の概要②(都道府県と市町村の役割分担)

厚生労働省資料を一部改変

<p>1. 運営の在り方</p>	<p>○都道府県が、当該都道府県内の市区町村とともに、国保の運営を担う ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市区町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</p>	
	<p>都道府県の主な役割</p>	<p>市町村の主な役割</p>
<p>2. 財政運営</p>	<p><u>財政運営の主体</u> ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営</p>	<p><u>国保事業費納付金を都道府県に納付</u></p>
<p>3. 資格管理</p>	<p><u>国保運営方針にもとづき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</u></p>	<p>地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証の発行)</p>
<p>4. 保険料(税)の決定 賦課・徴収</p>	<p><u>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</u></p>	<p>・<u>標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定</u> ・個々の事情に応じた賦課・徴収</p>
<p>5. 保険給付</p>	<p>・<u>給付に必要な費用を 全額市町村に対して支払</u> ・市町村が行った保険給付の点検</p>	<p>保険給付の決定</p>
<p>6. 保健事業</p>	<p><u>市町村に対し、必要な助言・支援</u></p>	<p>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施</p>

国保制度改革の概要③(東京都国民健康保険運営方針について)

都と区市町村とが一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、改正後の国民健康保険法第82条の2の規定に基づき、都内の統一的な方針として、「東京都国民健康保険運営方針」が策定されました。

【主な記載事項】

必須事項

(1)国保の医療費、財政の見通し

(2)市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項

(3)保険料の徴収の適正な実施に関する事項

(4)保険給付の適正な実施に関する事項

任意事項

(5)医療費適正化に関する事項

(6)市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項

(7)保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策に関する事項

(8)施策の実施のために必要な関係市町村相互の連絡調整

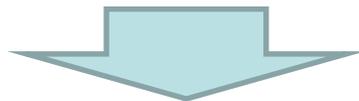
【ポイント】

運営方針の中で、安定的な財政運営のため、解消・削減すべき赤字(決算補填等を目的とする法定外繰入等)の計画的・段階的な解消の取組が必要であると明記されています。

国保制度改正の概要④

国保事業費納付金とは？

- 市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付(保険給付費等交付金)するための財源として、都道府県が市町村から徴収するものです。
- 都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して市町村ごとに配分します。



事業費納付金と保険給付費等交付金の仕組みにより、市町村は、当初の想定より保険給付費が大幅に増加した場合でも急激な負担の増加は発生しない仕組みとなります。

国保制度改正の概要⑤

標準保険料率とは？

- 都道府県が、市区町村のあるべき保険料率の見える化を図るとともに、市区町村が保険料率を検討する際の参考にできる値として示すものです。
- 都道府県が、市区町村ごとに保険料で集めるべき必要額を算定し、必要額から予め定めた賦課方式や収納率等、全市区町村統一の方法で市区町村ごとの保険料率を算定します。

多摩市では、東京都が毎年示す標準保険料率を参考に、状況に応じて保険税率を決定します。

国保制度改正の概要⑥

令和4年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果

【1人当たり納付金及び標準保険料等】

	R4仮算定	R3本算定	差額	R4東京都平均	R3東京都平均	対前年度比	
						多摩市	東京都平均
1人当たり納付金額(円)	181,978	164,744	17,234	195,612	179,710	10.5%	8.8%
1人当たり保険料額(円)	164,820	151,656	13,164	172,155	157,351	8.7%	9.4%
標準保険料率【所得割】	12.76%	11.89%	—	12.54%	11.60%	7.3%	8.1%
標準保険料率【均等割】(円)	78,461	73,160	5,301	77,052	71,467	7.2%	7.8%

【国保事業費納付金及び激変緩和等】

	R4仮算定	R3本算定	差額	R4東京都仮算定	R3東京都本算定	対前年度比	
						多摩市	東京都
納付金額【激変緩和前】(千円)	4,658,040	4,436,019	222,021	445,115,935	419,879,081	5.0%	6.0%
激変緩和(千円)	-76,288	-125,193	-48,905	-1,879,626	-2,268,482	-39.1%	-17.1%
都の財政支援(千円)	-3,923	0	-3,923	-380,000	0	-	-
年度間調整(千円)	0	0	0	0	0	-	-
納付金額【激変緩和後】(千円)	4,577,829	4,310,826	267,003	442,856,308	417,610,599	6.2%	6.0%
賦課すべき保険料必要額(千円)	4,211,028	3,971,586	239,442	390,575,600	363,678,369	6.0%	7.4%

【参考】

	R4仮算定	R3本算定	間差	R4東京都仮算定	R3東京都本算定	対前年度比	
						多摩市	東京都平均
被保険者数【医療・後期】(人)	30,516	31,637	-1,121	2,673,698	2,759,650	-3.5%	-3.1%
被保険者数【介護】(人)	9,851	9,754	97	975,243	969,729	1.0%	0.6%
1人当たり所得額【医療分】(円)	721,655	723,042	-1,387	787,463	784,101	-0.2%	0.4%
医療費指数【年齢調整後】	0.9291	0.9340	—	0.9631	0.9639	-0.5%	-0.1%

※保険料額及び標準保険料率算定において、法定外繰入はないものとしている。

※標準保険料率は、平等割や資産割を課している市町村も2方式として算定する。

※標準保険料率の東京都平均は、単純平均である。

※賦課すべき保険料必要額={納付金額(激変緩和等後)+加算(保健事業費+葬祭費+出産育児一時金など)-減算(保険者支援制度+保険者努力支援制度+特定健康診査等負担金+出産育児一時金繰入金+過年度保険税(料)収納見込額など}÷標準収納率

国保制度改正の概要⑦

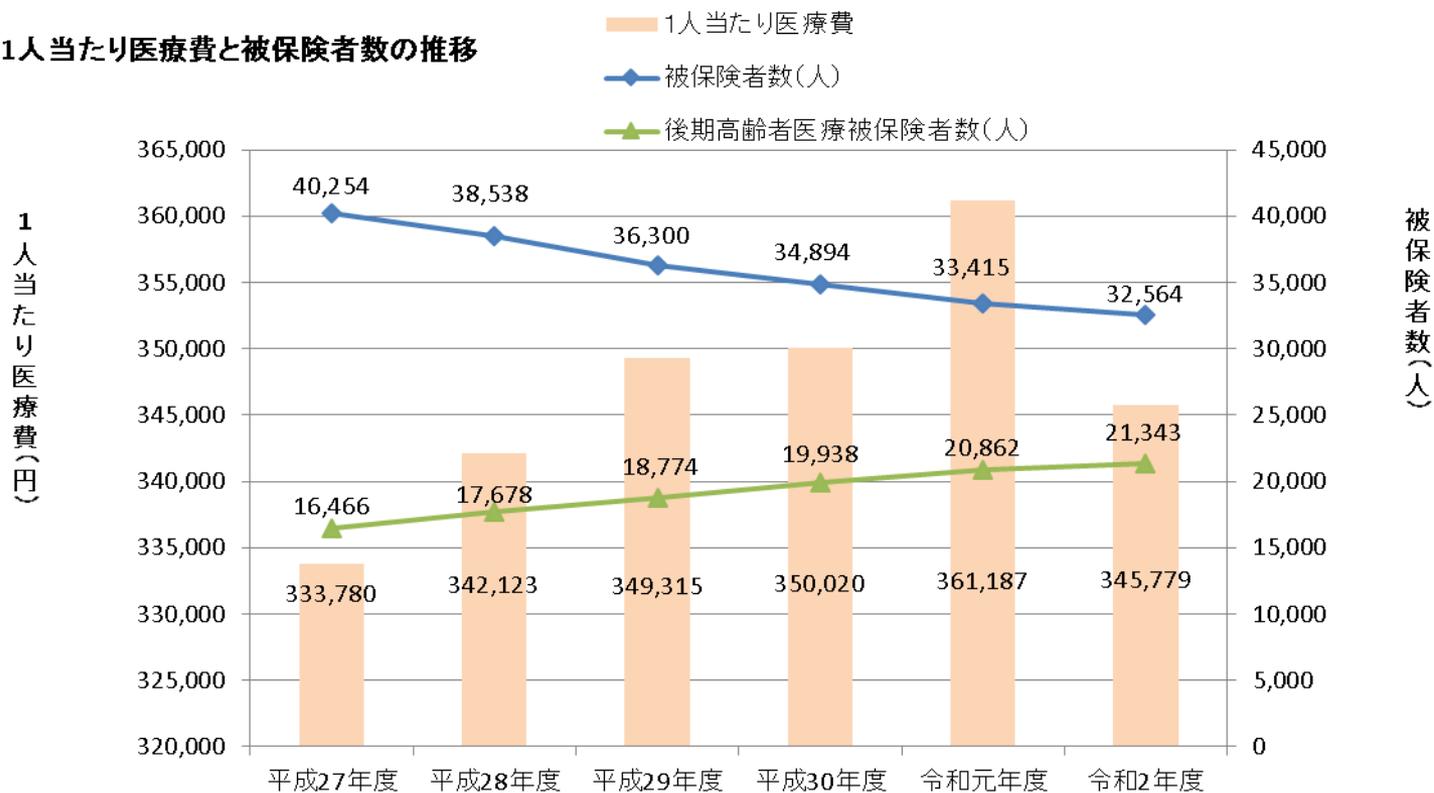
令和4年度標準保険料率(仮算定)

		多摩市(現行)	多摩市	東京都平均
医療分	所得割率	5.48%	7.62%	7.45%
	均等割額(円)	27,600	44,936	43,894
後期支援金分	所得割率	1.78%	2.49%	2.47%
	均等割額(円)	11,400	14,242	14,111
介護分	所得割率	1.58%	2.65%	2.62%
	均等割額(円)	11,600	19,238	19,047
合計	所得割率	8.84%	12.76%	12.54%
	均等割額(円)	50,600	78,461	77,052

※多摩市の標準保険料率は、東京都の平均よりも高い。要因としては、他市と比較し前期高齢者の割合が高いことが想定される。

多摩市国民健康保険の現状①

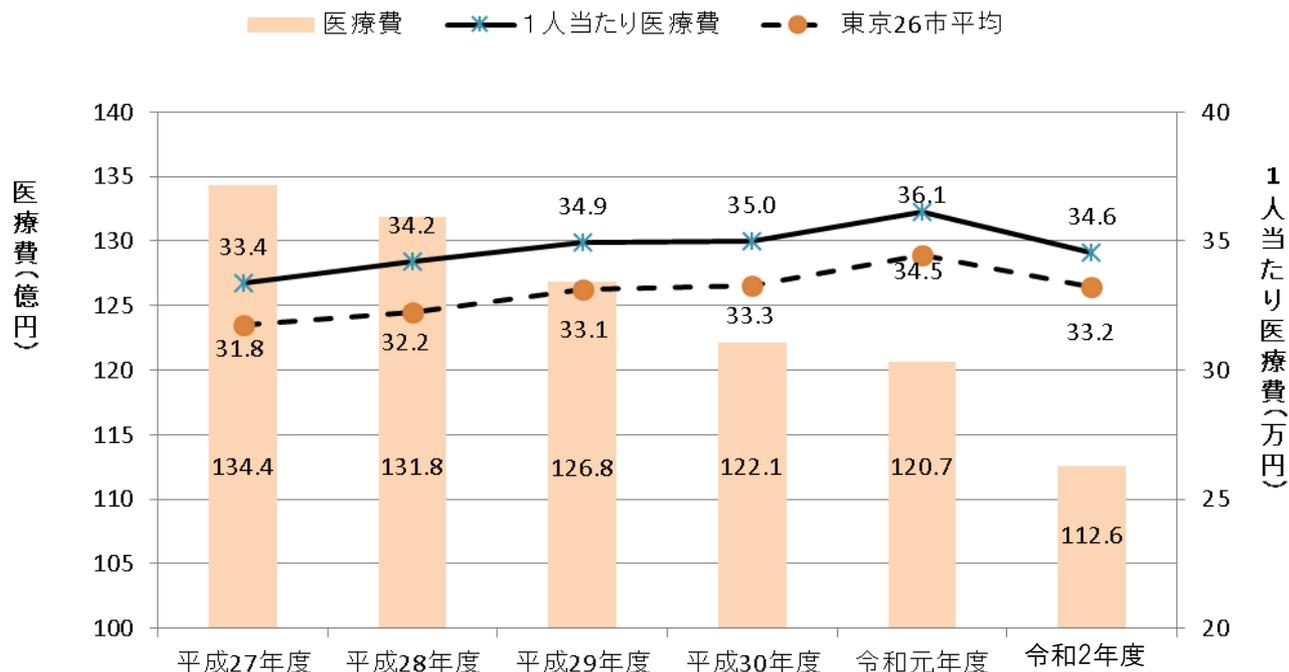
1人当たり医療費と被保険者数の推移



被保険者数は平成23年度をピークに減少傾向であるが、1人当たり医療費は毎年上昇している。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により1人当たり医療費は一時的に減少している。

多摩市国民健康保険の現状②

多摩市国民健康保険医療費の推移

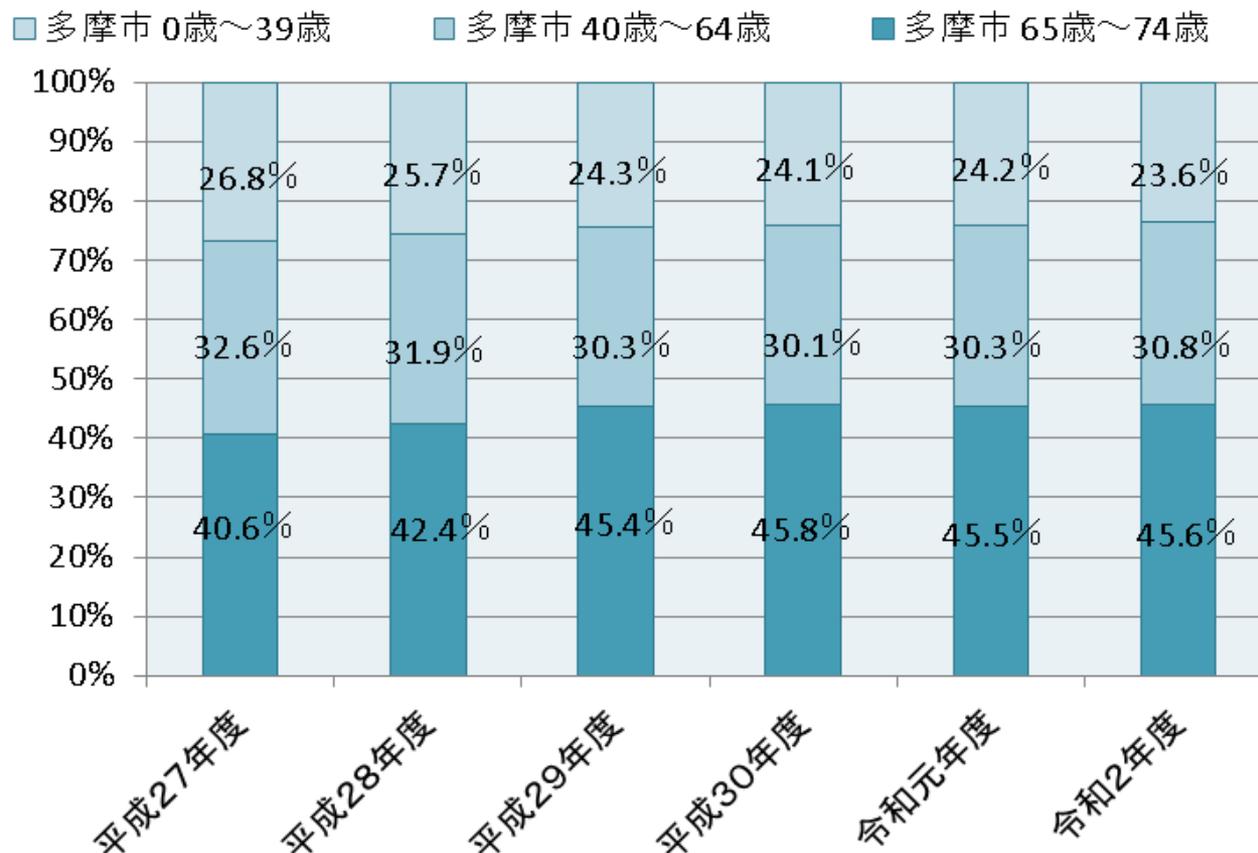


1人当たり医療費は毎年上昇しているが、社会保険適用拡大や後期高齢者医療制度への移行など、被保険者数が大きく減少したことにより、医療費総額は減少している。

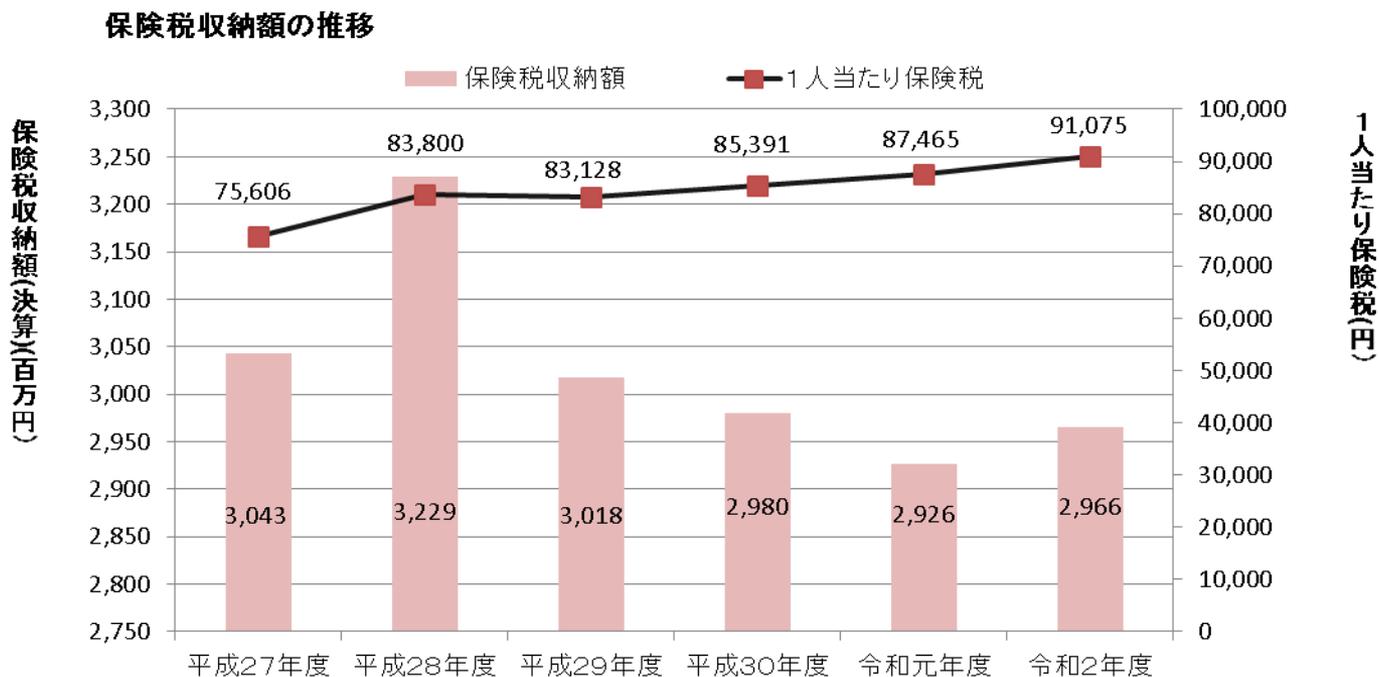
前期高齢者（65歳～74歳）が多いことにより、東京26市平均より1人当たり医療費は高い。ただし、前期高齢者の1人当たりの医療費は、東京26市平均及び全国平均と比べて低い。

多摩市国民健康保険の現状③

年齢別被保険者割合の推移

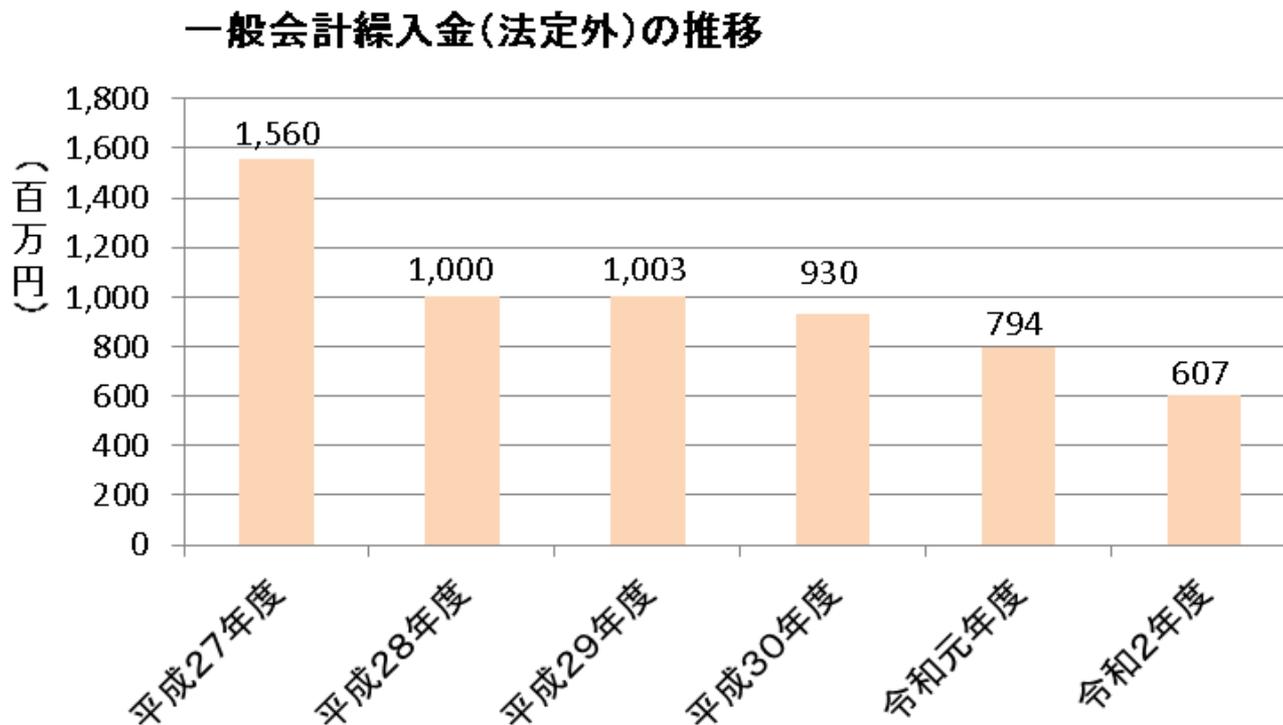


多摩市国民健康保険の現状④



令和2年度は、被保険者数が対前年2.5%の減となったが、保険税率を改定したことにより、対前年では保険税収納額は1.4%増、1人当たり保険税額では4.1%増となった。

多摩市国民健康保険の現状⑤



保険税率の改定、保険税収納率の向上などの要因により、平成28年度以降一般会計繰入金（法定外）は減少し、約10億円で推移していたが、令和元年度約8億円、令和2年度約6億円と急激な減少となっている。

これは、保険給付費等交付金の剰余金が法定外繰入を圧縮している状況となっている。

保険税率改定が一般会計法定外繰入に与える影響

保険税改定率による一般会計法定外繰入額推計(令和4年度から令和6年度)

(千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
指針に基づく改定	1,128,446	1,318,477	1,348,714	3,795,637
改定見送り	1,237,062	1,427,546	1,458,302	4,122,910
差額	108,616	109,069	109,588	327,273

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
指針に基づく改定	1,128,446	1,318,477	1,348,714	3,795,637
1%改定	1,209,908	1,400,279	1,430,904	4,041,091
差額	81,462	81,802	82,190	245,454

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
指針に基づく改定	1,128,446	1,318,477	1,348,714	3,795,637
2%改定	1,182,754	1,373,011	1,403,510	3,959,275
差額	54,308	54,534	54,796	163,638

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
指針に基づく改定	1,128,446	1,318,477	1,348,714	3,795,637
3%改定	1,155,600	1,345,744	1,376,111	3,877,455
差額	27,154	27,267	27,397	81,818

※令和4年度以降は、指針に基づく4%増の改定を想定して算出

多摩市国民健康保険所得階層別世帯の状況

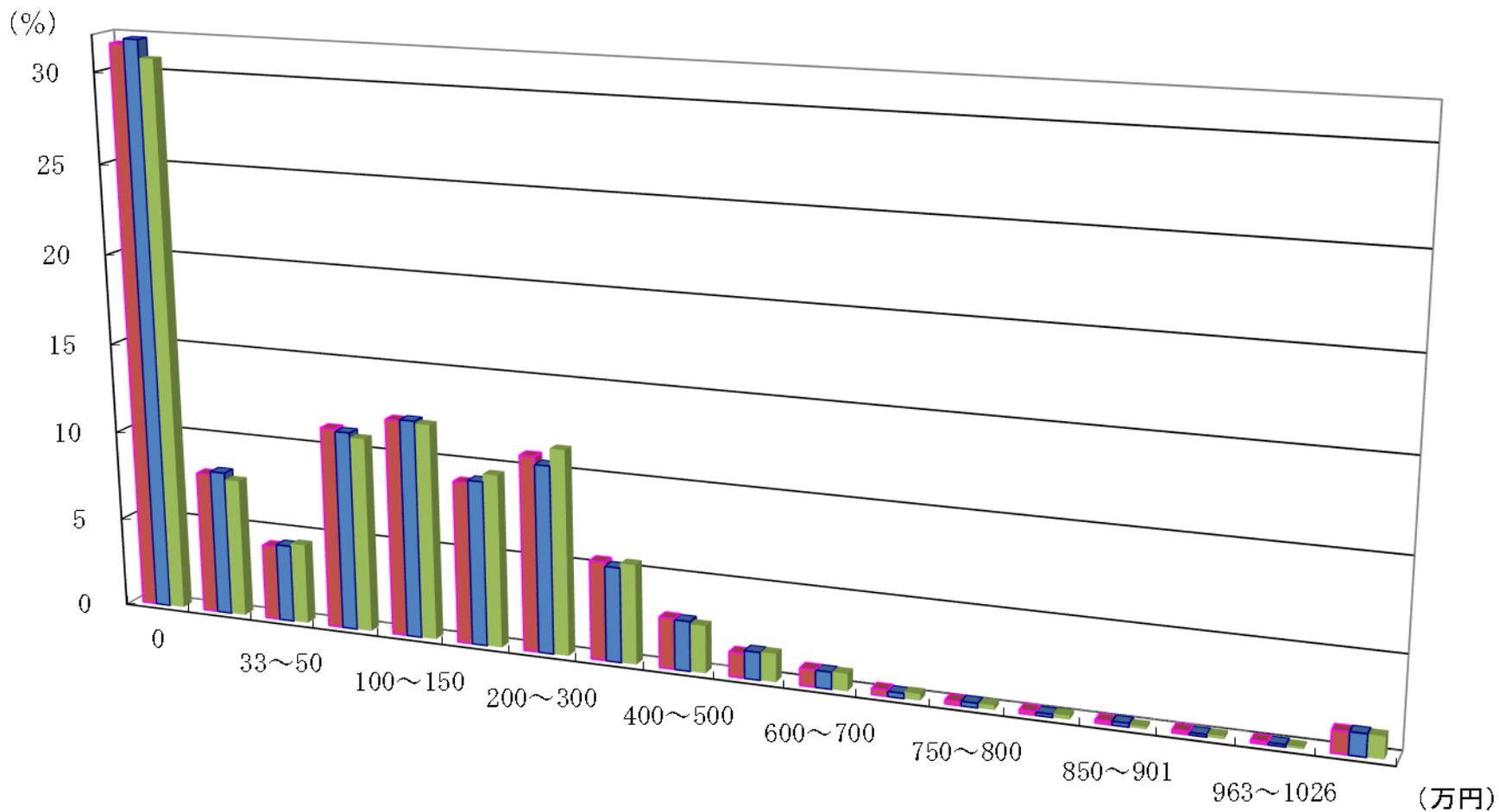
国民健康保険税所得階層別世帯数

各年度3月時点

所得階層	29年度		30年度		令和元年度		令和2年度(9月末)		令和3年度(7月末)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
0万円	7,224	30.92%	7,142	31.39%	7,022	31.48%	7,084	31.77%	6,836	30.78%
0万円 ~ 33万円	1,761	7.54%	1,707	7.50%	1,771	7.94%	1,808	8.11%	1,716	7.73%
33万円 ~ 50万円	891	3.81%	943	4.14%	937	4.20%	963	4.32%	992	4.47%
50万円 ~ 100万円	2,605	11.15%	2,561	11.26%	2,513	11.27%	2,485	11.14%	2,417	10.88%
100万円 ~ 150万円	2,931	12.55%	2,818	12.39%	2,701	12.11%	2,711	12.16%	2,671	12.03%
150万円 ~ 200万円	2,213	9.47%	2,082	9.15%	2,016	9.04%	2,050	9.19%	2,138	9.63%
200万円 ~ 300万円	2,644	11.32%	2,535	11.14%	2,428	10.88%	2,330	10.45%	2,535	11.41%
300万円 ~ 400万円	1,254	5.37%	1,218	5.35%	1,224	5.49%	1,174	5.26%	1,229	5.53%
400万円 ~ 500万円	664	2.84%	614	2.70%	626	2.81%	616	2.76%	582	2.62%
500万円 ~ 600万円	355	1.52%	358	1.57%	303	1.36%	341	1.53%	346	1.56%
600万円 ~ 700万円	218	0.93%	211	0.93%	215	0.96%	209	0.94%	214	0.96%
700万円 ~ 750万円	76	0.33%	55	0.24%	77	0.35%	63	0.28%	81	0.36%
750万円 ~ 800万円	52	0.22%	56	0.25%	49	0.22%	56	0.25%	55	0.25%
800万円 ~ 850万円	44	0.19%	46	0.20%	44	0.20%	39	0.17%	46	0.21%
850万円 ~ 901万円	37	0.16%	30	0.13%	38	0.17%	44	0.20%	28	0.13%
901万円 ~ 963万円	45	0.19%	40	0.18%	40	0.18%	29	0.13%	35	0.16%
963万円 ~ 1026万円	29	0.12%	34	0.15%	34	0.15%	28	0.13%	25	0.11%
1026万円以上	320	1.37%	303	1.33%	268	1.20%	271	1.22%	266	1.20%
合計	23,363	100.00%	22,753	100.00%	22,306	100.00%	22,301	100.00%	22,212	100.00%

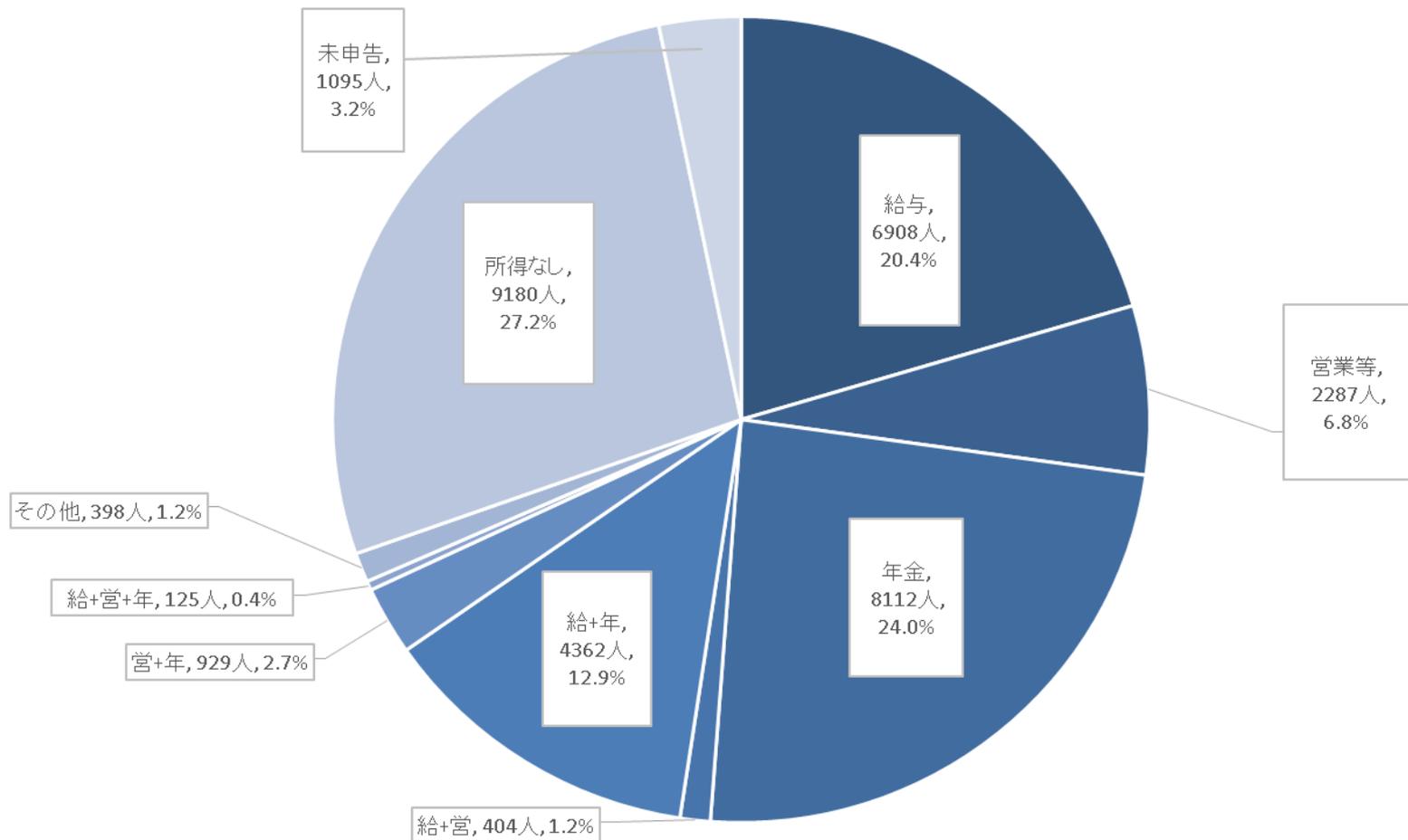
※所得0円には、未申告の1人世帯含む。

国民健康保険税所得階層別世帯数



多摩市国民健康保険被保険者所得区分内訳

国保被保険者における所得区分内訳(被保険者数33,800人)



第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針①

【指針の目的】

誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度の根幹を支える国民健康保険制度を維持していくため、財政の健全化を図るとともに、保険者機能を強化し多摩市国民健康保険の安定的な運営をめざします。

【取り組みの方向性】

1. 被保険者の健康の保持・増進
2. 医療費の適正給付
3. 財源の確保

この3項目の取り組みを推進して、保険者機能の強化を目指します。

【策定年月】

平成30年11月(計画期間:平成30年度から令和5年度)

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針②

【被保険者の健康の保持・増進】

多摩市は、生活習慣に関する疾病に係る医療費が非常に高額になっています。多摩市データヘルス計画並びに多摩市特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣に起因する疾病について、予防並びに重症化の予防といった観点から、各種保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化に取り組んでいます。

【具体的な取り組み】

- ・特定健康診査の実施
- ・特定保健指導の実施
- ・糖尿病重症化予防事業の実施
- ・健診異常値放置者受診勧奨の実施 など

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針③

【医療費の適正給付】

東京都国民健康保険運営方針では、保険給付を適正に実施することが求められています。保険給付の適正化の取り組みにより、国民健康保険財政の健全化が図られるだけでなく、国保事業費納付金の算定にあたっては各市町村の医療費水準が反映されることから、国保事業費納付金を抑える効果も期待できます。

【具体的な取り組み】

- ・診療報酬明細書(レセプト)点検の実施
- ・柔道整復師等療養費の適正化
- ・ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進 など

第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針④

【財源の確保】

東京都国民健康保険運営方針では、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消が図られるよう取り組む必要がある」とされており、多摩市においても納税環境の整備、保険税率の見直しなどを進め赤字抑制に努めてきましたが、引き続き財源の確保に努め赤字を計画的・段階的削減することを目指します。

【具体的な取り組み】

- ・納税環境の整備
- ・滞納処分の強化
- ・収納率の向上
- ・保険税率の見直し(毎年見直しを行い、改定率は前年度比4%増を基本)
※対前年度比4%増は、第2期運営指針の計画期間である6年間が対象
※改定にあたっては、社会情勢等を十分に考慮する
- ・法定外繰入の計画的・段階的削減(今後15年間を目途に削減) など

保険税率等の見直しにあたってのポイント

【国保制度改革後の多摩市国民健康保険の取組み】

- ・「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」の策定
「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項目の取組みを推進し、保険者機能強化を目指す
- ・保険税率は毎年見直し、改定率は前年度比4%増を基本とする



【国民健康保険を取り巻く国の動向など】

- ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、給付と負担のバランスや能力に応じた負担の在り方の検討
- ・国保財政を健全化する観点から、法定外繰入等の早期解消を促す
- ・生活保護受給者の国保加入を含めた医療扶助の在り方の検討
- ・保険料水準の統一
- ・令和4年度(2022年度)、令和6年度(2024年度)の社会保険適用拡大 など



【新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響は、特定の業種に偏り、大規模な経済支援策の実施されたことで、想定より影響は小さくなったものと推察
- ・第6波の動向など注視する必要がある

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化①

ケース① 夫(45歳)・妻(38歳)・子(15歳) 三人世帯

給与収入 3,000,000円 総所得金額 2,020,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和3年度	87,100	82,800	28,300	34,200	25,100	11,600	269,100
令和4年度(1%)	87,900	83,700	28,600	34,500	25,400	11,700	271,800
令和4年度(2%)	88,800	84,600	28,900	34,800	25,700	11,800	274,600
令和4年度(3%)	89,800	85,200	29,000	35,400	25,900	12,000	277,300
令和4年度(4%)	90,600	86,100	29,400	35,700	26,000	12,100	279,900
(参考)標準保険料率	121,100	134,800	39,600	42,700	42,100	19,200	399,500

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化②

ケース② 単身(30歳)

給与収入 1,000,000円 総所得金額 450,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和3年度	1,000	13,800	300	5,700	0	0	20,800
令和4年度(1%)	1,100	13,900	300	5,700	0	0	21,000
令和4年度(2%)	1,100	14,100	300	5,800	0	0	21,300
令和4年度(3%)	1,100	14,300	300	5,900	0	0	21,600
令和4年度(4%)	1,100	14,300	300	5,900	0	0	21,600
(参考)標準保険料率	1,500	22,400	500	7,100	0	0	31,500

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化③

ケース③ 夫(61歳)・妻(58歳) 二人世帯

夫 給与収入 5,000,000円 妻 給与収入 1,000,000円

総収入 6,000,000円 総所得金額 4,010,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和3年度	172,600	55,200	56,000	22,800	49,700	23,200	379,500
令和4年度(1%)	174,100	55,800	56,700	23,000	50,400	23,400	383,400
令和4年度(2%)	176,000	56,400	57,300	23,200	51,000	23,600	387,500
令和4年度(3%)	177,900	56,800	57,600	23,600	51,300	24,000	391,200
令和4年度(4%)	179,500	57,400	58,200	23,800	51,600	24,200	394,700
(参考)標準保険料率	240,000	89,900	78,400	28,500	83,400	38,500	558,700

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化④

ケース④ 夫(70歳)・妻(68歳) 二人世帯

夫 年金収入 2,000,000円 妻 年金収入 800,000円

総収入 2,800,000円 総所得金額 900,000円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和3元年度	25,700	27,600	8,300	11,400	0	0	73,000
令和4年度(1%)	25,900	27,900	8,400	11,500	0	0	73,700
令和4年度(2%)	26,200	28,200	8,500	11,600	0	0	74,500
令和4年度(3%)	26,500	28,400	8,600	11,800	0	0	75,300
令和4年度(4%)	26,700	28,700	8,600	11,900	0	0	75,900
(参考)標準保険料率	35,800	44,900	11,700	14,200	0	0	106,600

保険税改定による世帯構成に応じた税額の変化⑤

ケース⑤ 単身(70歳)

年金収入 1,000,000円 総所得金額 0円

単位:円

	医療分		後期支援金分		介護分		合計
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
令和3年度	0	8,200	0	3,400	0	0	11,600
令和4年度(1%)	0	8,300	0	3,400	0	0	11,700
令和4年度(2%)	0	8,400	0	3,400	0	0	11,800
令和4年度(3%)	0	8,500	0	3,500	0	0	12,000
令和4年度(4%)	0	8,600	0	3,500	0	0	12,100
(参考)標準保険料率	0	13,400	0	4,200	0	0	17,600

多摩市国民健康保険税額の推移

ケース①	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	夫(45歳)	給与収入300万円					0						240,500
	妻(38歳)	0											
	子(15歳)	0											
			3,000,000	1,920,000	218,300	218,300	240,500	240,500	251,600	258,600	269,100	269,100	

ケース②	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	单身(30歳)	給与収入100万円					1,000,000					

ケース③	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	夫(61歳)	給与収入500万円					6,000,000						3,810,000	299,800	299,800	335,600
	妻(58歳)	給与収入100万円														
			6,000,000	3,810,000	299,800	299,800	335,600	335,600	353,000	365,000	379,500	379,500				

ケース④	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	夫(70歳)	年金収入200万円					2,800,000						800,000	60,000	60,000	65,700
	妻(68歳)	年金収入80万円														
			2,800,000	800,000	60,000	60,000	65,700	65,700	68,400	70,200	73,000	73,000				

ケース⑤	家族構成	収入	年間収入	総所得金額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	单身(70歳)	年金収入100万円					1,000,000					